

○岡山県図書館横断検索システム・図書館間相互貸借システム運営要領

（目的）

- 1 この要領は、岡山県内の公立図書館等から提供される蔵書情報を、岡山県図書館横断検索システム（以下「横断検索システム」という。）により一括検索するシステムを構築し、円滑に運営するために必要な事項を定める。

（横断検索システム・相互貸借システムへの接続形態）

- 2 (1) 岡山県立図書館（以下「県立図書館」という。）が設置する横断検索システム及び岡山県図書館間相互貸借システム（以下「相互貸借システム」という。）への接続を希望する公立図書館等は、次のいずれかの接続形態を選択するものとする。
 - ① Aタイプ（横断検索システムへのデータ提供と相互貸借システム利用と両方を行う）
 - ② Bタイプ（横断検索システムへのデータ提供のみを行う）
 - ③ Cタイプ（相互貸借システム利用のみを行う）
- (2) (1)においてデータ提供とは、別に定める仕様書により、横断検索システムで横断検索が可能となるデータベースサーバを設置し、データを公開することをいう。
- (3) (1)において相互貸借システム利用とは、横断検索システムを利用してインターネットとメールを使用し、相互貸借依頼を行うことをいう。

（横断検索システムへのデータ提供館の条件）

- 3 データ提供館は、次の要件を満たす施設とする。
 - ① 公開している所蔵資料が自施設以外の県内一般利用者も閲覧・貸出・相互貸借など何らかの形で利用可能であること。
 - ② 専任職員が配置され、資料を閲覧する環境が整っていること。
 - ③ 資料への問い合わせに対しては、責任のある回答ができること。
 - ④ 指定するシステム仕様を満たしていること。
 - ⑤ データ更新を随時行うこと。
 - ⑥ システムおよびネットワーク等の障害に対して迅速に対応できる体制を内部で整えること。

（相互貸借システム利用館の条件）

- 4 相互貸借システム利用館は、公共図書館またはそれに類する施設とし、次の要件を満たす施設とする。
 - ① 県内他施設に所蔵資料の相互貸借が行えること。
 - ② インターネット環境とメール送受信機能を備える端末を設置し、担当者を置くこと。
 - ③ 当該施設においてメールの送受信が行えるメールアドレスを所有し、相互貸借依頼に対して迅速な回答を行うこと。
 - ④ 相互貸借システム利用・操作は当該施設の職員に限る。

（接続の手続き）

- 5 横断検索システム・相互貸借システムに接続しようとする施設は、横断検索システム・相互貸借システム接続申込書（様式1）を使って申し込む。また横断検索システム・相互貸借システムに接続している施設で、申込書の内容に変更が生じた場合には、横断検索システム・相互貸借システム接続変更届出書（様式2）を提出する。

（ID及びパスワード）

- 6 Aタイプ及びCタイプの相互貸借システムを利用する施設には、専用の検索予約画面に入るためのID及びパスワードを交付する。ID及びパスワードの交付は、ID及びパスワード交付書（様式3）による。

（横断検索システム・相互貸借システムの運用時間）

- 7 (1) 横断検索システムは、24時間運用とする。ただし、緊急の事態が生じたときまたは保守点検等で必要があるときは、運用を休止する場合がある。事前にその旨の周知をはかること。
- (2) データ提供館は、自館の事情によりシステムの運用を休止する場合は、その旨を県

立図書館の横断検索担当者に連絡すること。

(3) 相互貸借システム利用館は、自館の事情により参加を一時休止することができる。

参加を休止する場合は、システムを利用して参加休止の設定・処理を行うこと。

(経費負担)

8 横断検索システム・相互貸借システムの保守管理に関する経費については、県立図書館の負担とする。なお、接続にかかる経費については、各接続館の負担とする。

(その他)

9 この要領に定める内容の変更、及びこの要領に定めるもののほか横断検索システム・相互貸借システムの運営に関し必要な事項については、岡山県立図書館長が定める。

附則

1 この要領は、平成16年9月25日から施行する。

2 この要領施行の際、旧要項に基づき横断検索システム及び相互貸借システムに参加している施設については、この要領により参加しているものとみなす。